



歳末たすけあい配分事業

# 歳末たすけあい 見舞金贈呈事業 申請のおしらせ

歳末たすけあい配分事業として、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、令和5年度歳末たすけあい募金の中から、在宅で援護を必要とする世帯に対して見舞金を贈呈します。

歳末たすけあい見舞金の贈呈を希望する方は、申請が必要です。

条件に該当し、見舞金を希望される方は、**申請手続き**を行って下さい。

## 1. 対象者

令和5年11月1日時点で町内にお住まいの方で、**世帯全員の住民税が非課税**であり、次の①～⑦の条件のいずれか一つ以上満たしている方(世帯)

※生活保護世帯は対象になりません

### ① 世帯全員の住民税が非課税であり**生活困窮世帯**

(収入が少なく生活に困っており、7月から9月の収入が下表の収入基準額を下回る世帯)

【月額収入基準額】

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	70,000 円	105,000 円	145,000 円	169,000 円	190,000 円	221,000 円	244,000 円
3か月合計	210,000 円	315,000 円	435,000 円	507,000 円	570,000 円	663,000 円	732,000 円

確認書類

7月から9月の月額収入額を証明するもの(例:給与明細、年金振込通知など)

### ② 住民税が非課税であり **ひとり暮らし高齢者**

※75歳以上

### ③ 世帯全員の住民税が非課税 であり**ねたきり高齢者**

※75歳以上で  
3カ月以上ねたきり

### ④ 世帯全員の住民税が非課税 であり**母子・父子家庭**

※18歳未満の子がいる世帯

### ⑤ 世帯全員の住民税が非課税であり **身体障害者手帳1・2級の方**

確認書類

身体障害者手帳

### ⑥ 世帯全員の住民税が非課税であり **療育手帳 A 判定の方**

確認書類

療育手帳

### ⑦ 世帯全員の住民税が非課税であり **精神保健福祉手帳 1・2 級の方**

確認書類

精神保健福祉手帳

申請締切 **令和5年12月5日(火)** 詳細は裏面をご覧ください

申請・お問合せ先

〒963-5405 埴町大字埴字材木町 32



埴町社会福祉協議会

☎43-2154

## 2. 申請方法

申請書に必要事項を記入し、下記の確認書類の写しを添付して埴町社会福祉協議会へ提出してください。

申請者の世帯全員の住民税が非課税か埴町に確認をする為、**埴町が保有する世帯の税務情報を埴町社会福祉協議会に提供することに、同意する署名を必ずしてから申請**して下さい。

### 添付書類

No.	世帯全員の住民税が非課税かつ下記の条件に当てはまる方が対象となります	確認書類の写し
①	生活困窮世帯 ※生活保護世帯は対象外	7月～9月の給与明細、年金振込通知等
②	ひとり暮らし高齢者(75歳以上)	
③	ねたきり高齢者(75歳以上で3ヵ月以上ねたきり)	
④	母子・父子家庭(18歳未満の子がいる世帯)	
⑤	身体障害者手帳1・2級の方	身体障害者手帳
⑥	療育手帳 A 判定の方	療育手帳
⑦	精神保健福祉手帳1・2級の方	精神保健福祉手帳

※対象となる方が施設入所や長期入院(2ヶ月以上)などの理由で、贈呈期間の12月中に在宅でない場合は対象外です。

右側の申請書にご記入いただき、切り取りましたら埴町社会福祉協議会まで提出下さい。  
また、申請書はホームページからもダウンロードできます。  
(<http://www.hanawa-shakyou.or.jp/>)

## 3. 締め切り

令和**5**年**12**月**5**日(火)必着

右側の申請書を埴町社会福祉協議会窓口  
に持参、または書類一式を封筒に入れて郵送  
にてご提出ください。

## 4. 見舞金非該当の場合

申請書及び添付書類等を調査した結果、対象者に該当しない場合には通知でお知らせいたします。

## 5. 贈呈時期・方法

令和5年12月下旬に、お住まいの地域の民生委員が訪問し贈呈します。

## 6. その他

- (1)見舞金の金額は今年度募集する「歳末たすけあい募金」により決定します。  
贈呈金額は、毎年同じ額とは限りません。(参考【昨年度贈呈金額】1世帯8,000円)
- (2)申請にあたってわからないことがあれば、埴町社会福祉協議会にお問い合わせください。

【申請・問合せ先】 〒963-5405 埴町大字埴字材木町 32  
**埴町社会福祉協議会 ☎43-2154**

この事業は、埴町民の皆様からの歳末たすけあい募金により実施しています。